

住民投票制度について

1 住民投票制度とは、

住民投票制度とは、特定の問題について、住民が直接意思を示す制度。

2 住民投票制度の種類

(1) 現行法上制度化されているもの

議会の解散請求

選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。【地方自治法】

議員又は長の解職請求

選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共公共団体の選挙管理委員会に対して議員又は長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員又は長は失職する。【地方自治法】

地方自治特別法に関する住民投票

ひとつの地方公共団体にのみ適用される特別法は、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、制定することができない。【日本国憲法】

合併協議会の設置についての住民投票

選挙権を有する者の50分の1の署名を得て請求した合併協議会の設置が議会で否決された場合、改めて選挙権を有する者の6分の1以上の者の署名を得て住民投票を請求した場合は、必ず住民投票をしなければならない。【市町村の合併の特例等に関する法律】

(2) 地方公共団体が定める条例によるもの

(1) 以外で地方公共団体现行法上制度化されているもの

条例による住民投票を行うためには、「住民投票条例」の制定が必要となる。

住民による請求（直接請求）

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。

議員提案

普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決に付すべき事件につき、議案を提出することができる。ただし、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1の者の賛成がなければならない。

首長提案

普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につき、その議案を提出することができる。

以上の方法により、住民投票条例の制定についての請求若しくは提案をした後、議会の議決を経て、条例が制定される。

3 条例による住民投票の性格

条例で定める住民投票制度には、住民の利害に関連をもつ町政運営上の事項について、直接、住民の意思を確認するために行われるもので、あくまでも議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度である。しかし、首長は住民投票によって示された意見を最大限に尊重することが望ましいとされる。

4 住民投票条例の種類

住民投票条例には「個別設置型」と「常設型」の2種類がある。

個別設置型

特定の政策課題について、住民の意思を直接確認する必要が生じた場合に、首長や議員の提案又は住民の直接請求により、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施するもの。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ① <u>投票の対象事案に適した制度設計が可能であり、柔軟性がある。</u> ② 住民投票の対象が明確である。 ③ <u>町民、議会、長の各主体間における十分な議論を行ったうえで実施することが可能である。</u> ④ <u>個別事案ごとに住民投票の必要性を議会で審議することから、<u>制度の濫用を抑制することができる。</u></u> 	<ul style="list-style-type: none"> ① 直接請求が成立しても、条例案を議会で否決した場合、住民投票が実施できない。 ② 条例制定に一定の時間がかかるため、即応性に欠ける。 ③ ある課題に対して望ましい結果が生じやすいように制度を操作される恐れがある。

常設型

あらかじめ住民投票の実施に必要な事項（対象事項や発議など）を定めた条例が常設され、当該条例に定められた要件を満たしたときは、いつでも投票が実施できるもの。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ① あらかじめ定められた発議要件を満たせば、議会の議決を要しないので、投票の実施の可能性が極めて高い。 ② 迅速な対応が可能であり、短期間に実施できる。 ③ どのような課題であっても、同一の制度で行うことが可能なので、制度として安定している。 ④ 住民の町政への参加意識が高まることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 制度の柔軟性に欠ける。 ② <u>本来必要とされる住民、議会、長の各主体間の十分な話し合いによる合意形成の過程を損なう可能性がある。</u> ③ 住民による請求(直接請求)に際して、発議要件を満たせば実施は確実であるが、<u>その発議要件のハードル(※)が高すぎて、実施に至らないケースが想定される。</u> ④ <u>制度の濫用を招く恐れがあり、濫用された場合、多大な負担を強いられることになる。</u>

(※) 有権者の 1/3 以上～ 1/6 以上の署名を必要とする団体が大半であり、1/8 以上・1/10 以上とする団体も数団体存在する。

《考察》 本町における有権者数 19,489人【平成24年9月2日時点】
有権者の1/3相当人数 6,496人、同 1/4相当人数 4,872人、
同 1/5相当人数 3,897人、同 1/6相当人数 3,248人、
同 1/8相当人数 2,436人、同 1/10相当人数 1,948人

※ 常設型による住民投票の実施のための住民による請求(直接請求)に際しての必要署名者数(発議要件)を投票資格者(「有権者」ではないが、ここでは便宜上「有権者」とする)の1/10以上とした場合でも1,948名以上、1/3以上とした場合には6,496名以上の署名が必要であり、現実的な制度運用には疑義が生じる。
現に、「常設型の住民投票条例」は制定しているが、当該条例に基づく住民投票を実施した例がないという団体も多く存在する。

本町における有権者の1/50に相当する人数【平成24年7月31日現在】
 $19,489人 \times 1/50 = 390人$

※ 個別設置型であれば、住民による請求(直接請求)後、住民投票の実施が完全には担保されるものではないが、常設型と比して少人数でも当該請求が行え、現実的な住民投票制度となる。

以上のことを踏まえて、「個別設置型」、「常設型」のそれぞれのメリット・デメリットを総合的に検討(部会として重視した観点は_____の部分)し、本町においては、「個別設置型」による住民投票制度の方が適切であると結論づけたものである。